

平成23年5月9日

各 位

化粧品技術基礎講習会事務局

第41回 化粧品技術基礎講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第41回化粧品技術基礎講習会を西日本化粧品工業会、日本化粧品技術者会大阪支部の共催により下記の通り開催致します。

この講習会は、「新しく入社された技術系社員に化粧品技術者としての基礎的な知識を十分修得して頂く」ことを目的として開催するものです。何卒趣旨ご理解のうえ、多数の受講者をご参加頂けますようご配慮賜りたく、お願い方々ご案内申し上げます。

なお、お申し込みは、来たる7月1日(金)迄にFAXにて参加申込書をお送り頂き、講習会費をお振込み下さいますようお願い申し上げます。(郵送、現金書留等でも結構です。)

敬具

記

1. 日 程 平成23年7月13日(水)～14日(木)  
両日とも 午前9時15分～午後5時45分(開館8:45分)
2. 場 所 大阪国際交流センター 大ホール  
大阪市天王寺区上本町8-2-6 TEL06-6772-6729(別紙地図参照)
3. 対 象 新入技術者及びその他希望者
4. 講習内容 別紙参照  
※昼食時間が短く、周辺に昼食をとる場所が少ないため  
両日とも昼食を用意致します。
5. 講習会費 1名につき ¥8,000(昼食2日分 2,000円含む)  
※テキストは当日お渡し致します。
6. お申込み先 西日本化粧品工業会 大阪府中央区和泉町2-1-1  
TEL 06-6941-2093 FAX 06-6946-9190

振込先 三菱東京UFJ銀行 上町支店 普通口座 No. 3813260  
化粧品技術基礎講習会 代表 川本忠彦(カワモトタダヒコ)  
(振込み手数料は各社にてご負担下さい。)

お申込・振込み期日 平成23年7月1日(金) 〆切

※なお、お支払い後、受講券と領収書をお渡し致しますので期日は厳守して下さい。  
受講券は2日間共通となります。必ず当日受付にご提示下さい。

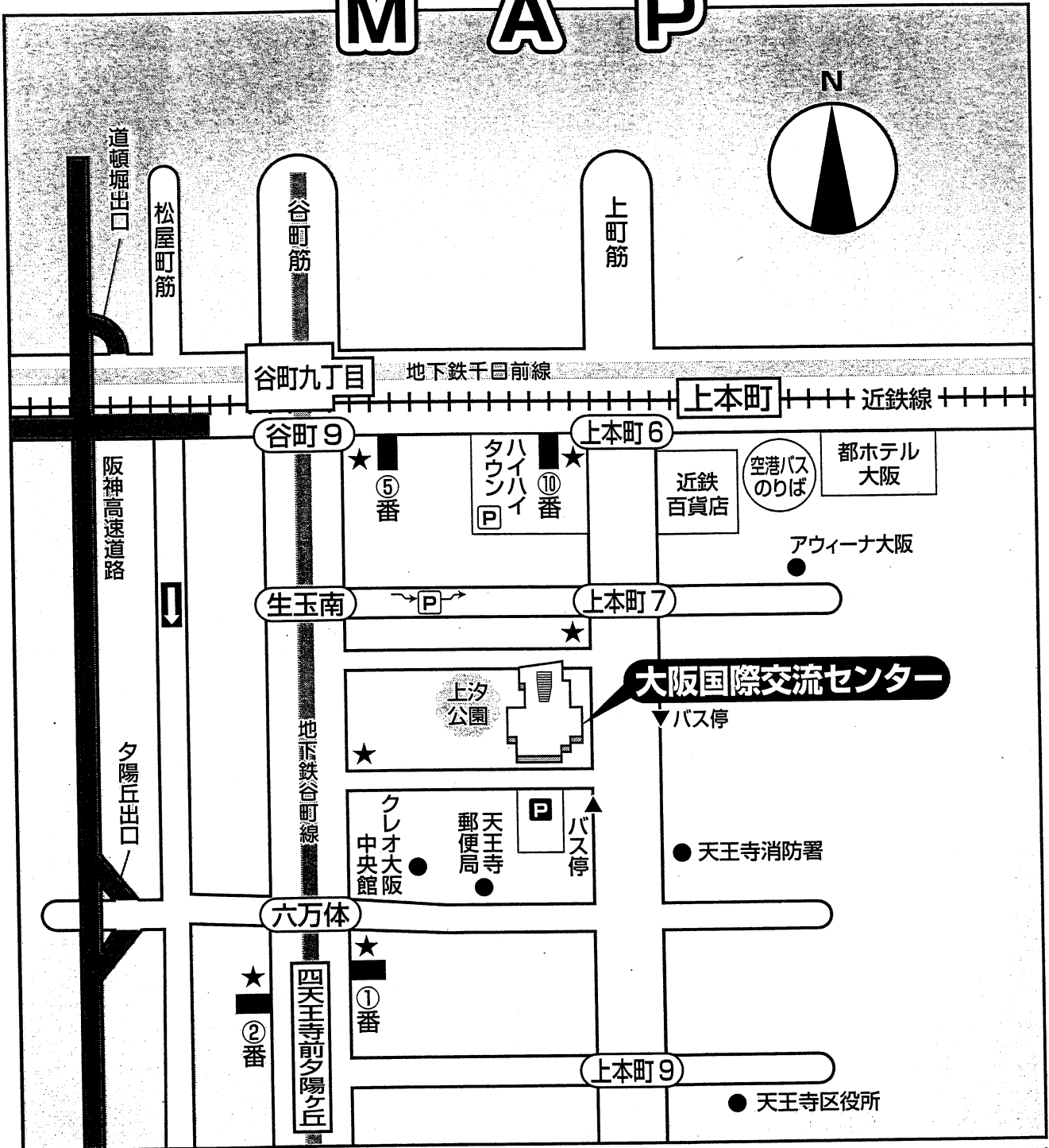
<ご注意> お申込み後、キャンセルをする場合は、7月8日(金)までに必着するよう受講券・領収書を事務局へご送付下さい。講習会費をご返金致します。(振込手数料は各社ご負担)  
ご連絡を頂いても、7月8日までに受講券・領収書が届かなかった場合や7月9日(土)以降のお申し出はキャンセル扱いにならずご返金できませんので悪しからずご了承下さい。

以上

【参考】 キャリア形成促進助成金について

\*当講習会が「キャリア形成促進助成金」(事業者が従業員に対して、キャリア形成に資するための職業訓練等を計画的に実施する際に活用できる助成制度)の助成対象となる訓練形態にあたることから参考までに概要を同封致します。  
詳しくは、独立法人雇用・能力開発機構各都道府県センターへご確認下さい。(連絡先は添付資料をご参照下さい。)

# MAP



★=案内板設置場所

■ 駐車場が充分ではありません。ご来館には公共交通機関をご利用ください。

- 近鉄：「上本町」駅から南へ徒歩5分
- 地下鉄：「谷町九丁目」駅（谷町線・千日前線）から南東方向へ徒歩10分
  - ⑤番または⑩番出口
  - 「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅（谷町線）から北東方向へ徒歩10分
  - ①番または②番出口
- 市バス：「上本町八丁目」バス停から徒歩1分
- 大阪空港からリムジンバスで「近鉄上本町」（所要時間35分）
- 関西空港からリムジンバスで「近鉄上本町」（所要時間55分）



## 大阪国際交流センター

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町8丁目2番6号

TEL.(06)6772-5931(代) FAX.(06)6772-7600

E-mail center@ih-osaka.or.jp URL <http://www.ih-osaka.or.jp/>

# 第41回化粧品技術基礎講習会

平成23年7月13日(水)～14日(木)

日 時	所要 時間	講 習 内 容	講 師	
第1日目 7月13日(水)				
1	9:15～9:20	5	開会挨拶	日本化粧品技術者会大阪支部 大阪支部幹事長 椿原 操 氏
2	9:20～10:20	60	化粧品と心理	東北大学大学院文学研究科教授 文学博士 阿部 恒之 氏
3	10:20～11:00	40	商品開発概論	日本化粧品技術者会大阪支部 相談役 河本 昌彦 氏
	11:00～11:10	10	休憩	
4	11:10～11:40	30	皮膚のしくみ	日本コルマー株式会社 研究第1部マネジャー 徳永 俊輔 氏
5	11:40～12:00	20	ビデオ:生命のバリア	(ビデオ:株式会社 資生堂)
	12:00～12:50	50	昼食休憩	
6	12:50～13:50	60	スキンケア概論	御木本製薬株式会社 研究開発部 製品開発グループリーダー 辻 延秀 氏
7	13:50～14:05	15	紫外線防御化粧品	岩瀬コスファ株式会社 営業本部研究開発部 大阪開発課主任 岩崎 敬子 氏
	14:05～14:15	10	休憩	
8	14:15～15:00	45	ヘアケア概論	株式会社マンダム 中央研究所 第一開発研究室主任 原 真也 氏
9	15:00～15:45	45	皮膚科学と美容皮膚科学	日野クリニック皮膚科アレルギー科 院長 医学博士 小塚 雄民 氏
	15:45～15:55	10	休憩	
10	15:55～16:35	40	化粧品の有用性	ロート製薬株式会社 研究開発本部部長 岡野 由利 氏
11	16:35～17:25	50	化粧品と界面活性剤	花王(株) ケアビューティ第1研究室 大窪 幸治 氏
12	17:25～17:45	20	ビデオ:界面の世界	(ビデオ:花王株式会社)
第2日目 7月14日(木)				
1	9:15～9:55	40	化粧品と薬事法	大阪府健康医療部薬務課 課 長 山本 繁富 氏
2	9:55～10:35	40	業界概況と団体活動及び 業界関連法規	西日本化粧品工業会 専務理事 川本 忠彦 氏
	10:35～10:45	10	休憩	
3	10:45～11:15	30	国際化粧品技術者連盟 について	日本化粧品技術者会 国際委員会 副委員長 神田 不二宏氏
4	11:15～12:00	45	化粧品と特許制度	日本化粧品工業連合会特許委員会委員 ホーユ(株) 荒井 昭彦 氏
	12:00～12:50	50	昼食	
5	12:50～13:40	50	化粧品用香料	塩野香料株式会社 フレグランス事業部 フレグランス開発部部長 桜井 公夫氏
6	13:40～14:20	40	容器・包装の品質設計	サンスター株式会社 技術部 パッケージグループ課長 鶴尾 一行 氏
	14:20～14:30	10	休憩	
7	14:30～15:15	45	メイクアップ概論	株式会社ナリス化粧品 研究開発部 小湊 藍子 氏
8	15:15～15:55	40	化粧品と粉体	大東化成工業株式会社 営業部主事 池本 猛 氏
	15:55～16:05	10	休憩	
9	16:05～16:55	50	化粧品と品質	株式会社資生堂 大阪工場 技術部 技術管理グループ課長 海野 泰幸 氏
10	16:55～17:40	45	化粧品用製造機械	みづほ工業株式会社 常務取締役 工学博士 高木 和行 氏
11	17:40～17:45	5	閉会の辞	西日本化粧品工業会 専務理事 川本 忠彦 氏

# 第41回 化粧品技術基礎講習会 参加申込書

平成23年 月 日

化粧品技術基礎講習会事務局 宛 (FAX 06-6946-9190)

第41回化粧品技術基礎講習会に、下記の通り参加致したく講習会費を添えて申し込みます。

〒  
会社所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

参加人数 \_\_\_\_\_ 名 / 講習会費 \_\_\_\_\_ 円  
1名につき ¥8,000(2日分昼食代2,000円含む)

講習会費振込日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (銀行振込の場合はご記入下さい)  
※ 締切:7月1日(金)

申込担当者連絡先 氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

受講者氏名	所属部署	受講者氏名	所属部署

\* 受講券は、講習会費の入金を確認後、お申込人数分ご担当者様にお送り致します。  
締切を過ぎますと受講券が間に合わない場合がありますので、  
必ず7月1日(金)までに講習会費をお振込み(現金書留等でも結構です。)下さい。

ご注意>>  
お申込み後、キャンセルをする場合は、7月8日(金)までに必着するよう受講券・領収書を事務局へご送付下さい。講習会費をご返金致します。(振込手数料は各社ご負担)  
ご連絡を頂いても、7月8日までに受講券・領収書が届かなかった場合や7月9日(土)以降のお申し出はキャンセル扱いにならずご返金できませんので悪しからずご了承下さい。

## キャリア形成促進助成金について

本助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練等を段階的かつ体系的に実施する事業主に対して助成する制度です。

ただし、企業の規模（中小企業・大企業）によって、ご利用いただけない場合もあります。

次のいずれにも該当する事業主であって、あらかじめ、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」といいます。）都道府県センターに計画を届けていることが必要です。

- ①雇用保険の適用事業所の事業主であること。
- ②職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任届を提出していること。
- ③労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画（※1）を作成していること。
- ④事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画（※2）を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知していること。
- ⑤労働保険料を過去2年間を超えて滞納していないこと。
- ⑥過去3年間に雇用保険二事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行ったことがないこと。
- ⑦訓練を受けさせる期間において、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払っていること。

### ※1 事業内職業能力開発計画

職業能力開発促進法第11条第1項に基づいて、事業主が、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上を段階的かつ体系的に行い、職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために作成する計画

### ※2 年間職業能力開発計画

事業内職業能力開発計画に基づいて訓練、職業能力開発のための休暇、職業能力の評価、キャリア・コンサルティング、その他の職業能力開発に関する計画であって、1年毎に定めるもの

## ■ 企業の規模について

企業の規模は、下表のとおり「主たる事業」ごとに、「A企業の資本の額又は出資の総額」又は「B企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。下表のA又はBのうちいずれかに該当する場合は、中小企業となります。

営利法人以外の法人（以下「非営利法人」とします。）については、常時雇用する労働者数によって判断します。公益法人（財団法人・社団法人）・学校法人・宗教法人・医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・協同組合（農業協同組合、生活協同組合、信用協同組合等）・相互会社・中間法人等がこれに該当します。

主たる事業	A企業の資本の額 または出資の総額	B企業全体で常時雇用 する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業・建設業・運輸業その他	3億円以下	300人以下

## 1. 訓練等支援給付金

訓練等支援給付金は、次の(1)から(5)に取り組む事業主に助成する給付金です。

### (1) 専門的な訓練に対する助成(対象職業訓練)

その雇用する労働者に、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させることを内容とする職業訓練等を受けさせる事業主に対する助成措置です。(対象：中小企業のみ)

#### ■訓練コースの基本要件

- ・OFF-JT(※1)により実施される訓練であること。  
(事業主が自ら企画し実施する訓練又は教育訓練機関で実施される訓練)
- ・訓練時間が10時間以上であること。

※1「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる訓練をいいます。

#### ■対象者 雇用保険の被保険者

#### ■支給内容

##### <経費助成>

訓練に要した経費(事業内で自ら行う場合は、部外講師の謝金、施設の借上げ料及び教材費等の運営費、事業外の教育訓練機関に委託して行う場合は、入学金及び受講料)の3分の1に相当する額を支給します。

##### <賃金助成>

訓練の実施時間に対して支払われた賃金の3分の1に相当する額を支給します。

#### ■支給の制限

- ・受講者が訓練コースの総訓練時間の8割以上を受講していない場合は、経費・賃金ともに助成対象とはなりません。
- ・賃金助成できる時間数の上限は、1人1コースあたり1,200時間です。(認定訓練(※2)を実施する場合は除きます。)
- ・1時間あたりの賃金助成額には、限度額が定められています。限度額は、雇用保険の基本手当の最高日額を、申請事業所の所定労働時間で除した額です。(金額は毎年改正されますので、都道府県センターにご確認ください。)
- ・経費助成額には、総訓練時間に応じて、それぞれ1人1コースあたり助成限度額が定められています。
- ・1事業所1年あたりの支給額には制限があります。(詳細については、都道府県センターにお問い合わせください)

※2「認定訓練」とは、職業能力開発促進法第24条第1項に基づき、都道府県知事が厚生労働省令で定める訓練基準に適合するものであることを認定した職業訓練のことをいいます

### (2) 短時間等労働者への訓練に対する助成(対象短時間等職業訓練)

雇用している短時間等労働者(※1)に、高度な技能・知識を習得させる若しくは正社員への転換に必要な技能・知識を習得させるため、職業訓練等を受けさせる事業主に助成します。

※1「短時間等労働者」とは、次のイ又はロに該当する者をいいます。

イ 雇用期間の定めのない労働者であって、1週間の所定労働時間が正社員の1週間の所定労働時間と比べ短く、かつ、30時間未満である労働者(パートタイム労働者等)

ロ 雇用期間の定めのある労働者(契約社員等)

#### ■訓練コースの基本要件

- ・OFF-JTにより実施される訓練であること。  
(事業主が自ら企画し実施する訓練又は教育訓練機関で実施される訓練)
- ・訓練時間が10時間以上であること。

#### ■対象者

雇用保険の被保険者又は被保険者になろうとする者(※2)である短時間等労働者

※2「被保険者になろうとする者」とは、雇用保険の被保険者であった者又は被保険者になったことがない者であって、被保険者になることを希望する者のことをいいます。

#### ■支給内容

##### <経費助成>

- ・訓練に要した経費（事業内で自ら行う場合は、部外講師の謝金、施設の借上げ料及び教材費等の運営費、事業外の教育訓練機関に委託して行う場合は、入学金及び受講料）の2分の1（大企業は3分の1）に相当する額を支給します。

##### <賃金助成>

- ・訓練の実施時間に対して支払われた賃金の2分の1（大企業は3分の1）に相当する額を支給します。

#### ■支給の制限

- ・受講者が訓練コースの総訓練時間の8割以上を受講していない場合は、経費・賃金ともに助成対象とはなりません
- ・賃金助成できる時間数の上限は、1人1コースあたり1,200時間です。（認定訓練（※3）を実施する場合は除きます。）
- ・1時間あたりの賃金助成額には、限度額が定められています。限度額は、雇用保険の基本手当の最高日額を、申請事業所の所定労働時間で除した額です。（金額は毎年改正されますので、都道府県センターにご確認ください。）
- ・経費助成額には、総訓練時間に応じて、それぞれ1人1コースあたり助成限度額が定められています。
- ・1事業所1年あたりの支給額には制限があります。（詳細については、都道府県センターにお問い合わせください）

※3「認定訓練」とは、職業能力開発促進法第24条第1項に基づき、都道府県知事が厚生労働省令で定める訓練基準に適合するものであることを認定した職業訓練のことをいいます。

注）この助成措置は、制度を導入した日付が含まれる年間計画期間の初日から起算して2年間の助成措置となります。

### (3) 認定実習併用職業訓練に対する助成（対象認定実習併用職業訓練）

厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）」（※1）を実施する事業主に対する助成措置です。（対象：中小企業・大企業）

### 4) 有期実習型訓練に対する助成（対象有期実習型訓練）

フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母親の方々など職業能力形成機会の少ない方々及び新規学卒者に対して、企業内におけるOJTと教育訓練機関等で実施されるOFF-JTを効果的に組み合わせて実施される有期実習型訓練を実施する事業主に対する助成措置です。（対象：中小企業・大企業）

### 5) 自発的な職業能力開発の支援に対する助成（対象自発的職業訓練等）

従業員の自発的な能力開発を支援する制度（自発的職業能力開発経費負担制度（※1）及び、職業能力開発休暇制度（※2））を就業規則又は労働協約に設け、従業員の能力開発にかかる経費の負担や職業能力開発休暇の付与を行う事業主に対する助成措置です。（対象：中小企業）

## 2. 助成金を受給するための留意点

訓練等支援給付金に係る座学等(OFF-JT)については、訓練区分毎に経費助成限度額が定められています。本助成金には、支給額の制限が設けられています。申請額よりも、受給できる額が少ないことがあります。各給付金には、支給要件が定められています。機構が定める要件に合致していない場合は、助成金を支給できません。

助成金は国の財源によるものです。不正に助成金の支給を受けた場合には助成金の返還を求め、関係機関へ通知します。助成金の適正な活用をお願いいたします。

＜西日本地区府県センター連絡先＞

- 滋賀センター（滋賀職業能力開発促進センター）077-537-1164
- 京都センター（京都職業能力開発促進センター）075-951-7391
- 大阪センター（関西職業能力開発促進センター）06-6383-0949
- 大阪センター（梅田事務所）06-6343-8210
- 大阪センター（関西職業能力開発促進センター 大阪港湾労働分所）06-6552-4012
- 兵庫センター（兵庫職業能力開発促進センター）06-6431-7276
- 兵庫センター（神戸事務所）078-360-1981
- 兵庫センター（加古川職業能力開発促進センター）079-431-2516
- 奈良センター（奈良職業能力開発促進センター）0744-22-5224
- 和歌山センター（和歌山職業能力開発促進センター）073-461-1531
- 鳥取センター（鳥取職業能力開発促進センター）0857-52-8781
- 鳥取センター（米子職業能力開発促進センター）0859-27-0111
- 島根センター（島根職業能力開発促進センター）0852-31-2800
- 岡山センター（岡山職業能力開発促進センター）086-241-0067
- 広島センター（広島職業能力開発促進センター）082-245-0267
- 山口センター（山口職業能力開発促進センター）083-922-1948
- 徳島センター（徳島職業能力開発促進センター）088-654-5101
- 香川センター（香川職業能力開発促進センター）087-867-6855
- 愛媛センター（愛媛職業能力開発促進センター）089-972-0334
- 高知センター（高知職業能力開発促進センター）088-833-1085
- 福岡センター（八幡職業能力開発促進センター）092-262-2700
- 福岡センター（飯塚職業能力開発促進センター）0948-22-4018
- 佐賀センター（佐賀職業能力開発促進センター）0952-26-9497
- 長崎センター（長崎職業能力開発促進センター）0957-22-5471
- 長崎センター（佐世保職業能力開発促進センター）0956-58-3118
- 熊本センター（熊本職業能力開発促進センター）096-242-0391
- 熊本センター（熊本テルサ事務所）096-386-5100
- 熊本センター（荒尾職業能力開発促進センター）0968-62-0179
- 大分センター（大分職業能力開発促進センター）097-522-2171
- 宮崎センター（宮崎職業能力開発促進センター）0985-51-1511
- 宮崎センター（延岡職業能力開発促進センター）0982-37-0675
- 鹿児島センター（鹿児島職業能力開発促進センター）099-254-3752
- 沖縄センター（沖縄職業能力開発促進センター）098-936-1755
- 沖縄センター（那覇事務所）098-862-3215